

年金受給者の皆さんへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となりま
す（障害年金・遺族年金は課税されませ
ん）。

課税対象となる受給者の方には、毎年
11月上旬までに日本年金機構から扶養親
族等申告書が送付されますので、提出期
限の12月1日(土)までに必ず提出してくだ
さい。この申告により、翌年中に受けら
れる年金から差し引かれる所得税の源泉
徴収額が決まります。
提出を忘れると、各種控除が受けられ
ず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合

がありますのでご注意ください。なお、
年金以外に収入がある方は確定申告が必
要です。

平成25年分「扶養親族等申告書」が送付
される方

65歳未満：年金額が108万円以上の方
65歳以上：年金額が158万円以上の方

▼問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522
15132

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民
税の申告において全額が社会保険料控除
の対象となります（その年の1月1日か
ら12月31日までに納付した保険料が対

象）。

社会保険料控除を受けるためには、納
付したことを証明する書類の添付が義務
付けられています。このため、平成24年
1月1日から9月30日までの間に国民年
金保険料を納付された方については、「社
会保険料(国民年金保険料) 控除証明
書」が11月上旬に日本年金機構から送付
されますので、年末調整や確定申告の際
は必ず証明書（または領収書）を添付し
てください。

また、10月1日から12月31日の間に初
めて国民年金保険料を納付された方は、
平成25年2月上旬に送付されます。
家族の国民年金保険料を納付された場
合も、納付された本人の社会保険料控除

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

平成25年1月1日現在、市内に事業用資産を所
有している方または貸し付けている方は、税務
署への申告とは別に、市に対しても償却資産の
申告をする必要があります。また、事務所や店
舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自
分の費用で施工した内装、造作、建築設備など
を償却資産として申告してください。

なお、該当資産がない方、資産に増減がない
方、廃業、解散、ほかの市町村への転出、支店
の閉鎖などされた方は、その旨を申告書「17備
考」欄に記載して申告してください。

期間間近は窓口が混雑しますので、早めに申
告するようご協力をお願いします。

▶申告書提出期限 平成25年1月31日(休)

▶申告が必要な方 法人や個人で、工場、商店、
飲食店、美容室、事務所、農業などを経営し
ている方、アパートや駐車場などを貸し付け
ている方

▶申告の対象となるもの 事業のために用いる
ことができる構築物、機械、器具・備品などで、
耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が
原則10万円以上のも

【申告対象となる例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応
接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、
乾燥機、受変電設備、動力運搬機など(詳しく
は市ホームページをご覧ください)

▶注意 自動車税・軽自動車税の対象になるも
のや、家屋として固定資産税の対象になるも
のは、償却資産の対象になりません。

▶その他 前回申告している方には、11月下旬
に償却資産申告書を送付しますので、同封の
手引きを参考に申告してください。

なお、新規に事業を開始した方は、税務課
資産税担当までご連絡いただくか、市ホーム
ページより申告書をダウンロードして申告し
てください。

▶申告先・問い合わせ 同課資産税担当(内線
233)

の申告に加えることができますので、家
族あてに送られた控除証明書を添付の
上、申告してください。

▼問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522
15158

税務課臨時職員を募集

▼雇用期間 平成25年1月10日(木)～3月
31日(日)

▼勤務時間 午前8時30分～午後5時

▼勤務場所 税務課

▼業務内容 市・県民税(住民税) 課税
事務の補助(書類整理や簡単なパソコ
ン操作など)

▼募集人数 8人

▼時給 830円

▼選考方法 面接の上、選考します。

▼面接日 12月18日(火)

▼申し込み 市販の履歴書(写真貼付)
に必要事項を記入の上、12月11日(火)ま
でに同課市民税担当に持参してくださ
い。

▼問い合わせ 同課市民税担当(内線
232)



埼玉県と県内全市町村から
お知らせです



滞納整理強化期間

平成24年11月～平成25年1月



税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。

埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差し押さえなどを行います。

特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。



「彩の国」さいたま
埼玉県



行田市

埼玉県・市町村
個人住民税徴収確保
対策協議会

▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)

給与所得者の個人住民税は「特別徴収」で納税を

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業者が給与から特別徴収(天引き)して、給与所得者に代わり市町村に納税することになっています。

【事業者の皆様へ】

所得税は源泉徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していないということはありませんか。

・原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収を行う必要があります。

・税額の計算は市が行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をす

る必要はありません。

【従業員の皆様へ】

特別徴収になると…

- ・納税の手間が省けます。
- ・普通徴収が年4回払いなのにに対し、12回払いとなるので1回当たりの負担が軽くなります。

行田県税事務所および管内の3市(行田、加須、羽生)では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。給与からの特別徴収を行っていない事業者の皆様は、早めに手続きをお願いします。

▼問い合わせ 行田県税事務所 ☎556
—5099または税務課市民税担当
(内線231・232)

平成24年分青色決算説明会などを開催します

青色決算書などの作成方法や注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

開催日時	会場	対象	対象地区
12月3日(月) 午前10時～正午	商工センター401研修室	営業・不動産所得を有する青色申告者(農業所得を除く)	行田市
12月4日(火) 午前10時～正午	豊野台テクノタウン管理センター (加須市豊野台1-345-10)		旧大利根町
12月4日(火) 午後2時～4時	加須市商工会北川辺支所2階会議室 (加須市麦倉3658-1)		旧北川辺町
12月5日(水) 午後2時～4時	加須市騎西生涯学習センター (加須市根古屋633-10)		旧騎西町
12月6日(木) 午後2時～4時	パストラルかぞ小ホール (加須市上三俣2255)		加須市
12月7日(金) 午前10時～正午	羽生市民プラザ大会議室 (羽生市中央3-7-5)		羽生市
12月3日(月) 午後2時～4時	商工センター401研修室		記帳制度適用者
12月10日(月) 午前10時～正午	ほくさい農業協同組合本店 (羽生市東7-15-3)	農業所得を有する青色申告者	行田税務署管内

- ▶注意
- ・対象地区以外の会場へも出席できます(12月10日は農業所得のみの説明となります)。
 - ・加須市騎西生涯学習センターは駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。
 - ・記帳制度適用者とは、前年または前々年の不動産所得、事業所得および山林所得の金額の合計額が300万円を超える白色申告者をいいます。

▶問い合わせ 行田税務署個人課税第1部門 ☎556-2121(自動音声案内で2番を選択)